(8)
届　　出　　日　平成24年２月22日
届　　出　　者　ケーピーエムジー　チャネル　アイランズ　リミテッド
住所又は所在地　チャネル諸島　GY1 4AN ガーンジー、セント・ピーター・ポート、ニューストリート20

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2010年５月１日	役員の氏名	ロバート　カークビー	―
2010年６月11日	同上	―	アリソン　コリエー
2011年10月１日	同上	リンダ　ジョンソン	―

(9)
届　　出　　日　平成24年２月22日
届　　出　　者　ケーピーエムジー　エルエルピー
住所又は所在地　アメリカ合衆国 10154 ニューヨーク州　ニューヨーク　パーク・アベニュー345
2012年２月８日付で、資本金の額又は出資の総額が変更された。

(10)
届　　出　　日　平成24年２月24日
届　　出　　者　プライスウォーターハウスクーパース　エルエルピー
住所又は所在地　アメリカ合衆国 10017-6204 ニューヨーク州　ニューヨーク　マディソン・アベニュー300番地

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2012年２月10日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】エヌビディアコーポレーション 【主たる事務所の所在地】アメリカ合衆国 95050 カリフォルニア州　サンタクララ　サン・トーマス・エクスプレスウェイ2701	―

(11)
届　　出　　日　平成24年２月28日
届　　出　　者　デロイト・アンド・トゥシュ
住所又は所在地　英領西インド諸島 KY1-1109 ケイマン諸島　グランドケイマン　ジョージタウン　シェデンロード　ワンキャピタルプレイス

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2012年２月14日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】プレミアム・ファンズ　ヨーロピアン・ハイイールド 【主たる事務所の所在地】ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ　L-2557　ロベルトシュトゥンパー通り９Ａ番	―

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１８１号
東京都八王子市大楽寺町349番地、前住所埼玉県戸田市美女木１丁目19番地の９　第11昭栄マンション406号室
債務者　伊藤　和幸
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横山　佳純
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
さいたま市中央区下落合６丁目４番３―606号
債務者　阿部　　優
１　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平岡　将人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅５棟207号
債務者　伊福　　進
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　佐智代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
堺市西区山田１丁２番地５、前住所堺市西区山田１丁1162番地８
債務者　井原美彌子
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　佐智代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
大分市大字上宗方1611番地の１
債務者　末岡　伸一
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今朝丸　貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０２号
埼玉県川口市並木４丁目２番６―1001号　カテリーナ川口並木
債務者　上野　新吾
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高倉　光俊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月12日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３７４号
名古屋市東区泉３丁目１番２号　ライオンズマンション橦木405号
債務者　荒木　貴生
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴垣　幹生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月12日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部